

本巢市移動式赤ちゃんの駅貸出実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内で開催されるイベント、その他の行事（以下「イベント等」という。）に、乳幼児のおむつ交換や授乳を行うためのスペースとして移動式赤ちゃんの駅を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベント等に参加できる環境づくりを推進し、もって子育て支援に資することを目的とする。

(貸出物品)

第2条 この告示における移動式赤ちゃんの駅とは、別表に掲げる物品によって構成されるものとする。

(貸出条件)

第3条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる者は、市内において、次の各号に掲げる要件の全てを満たすイベント等を主催する団体とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が関与している団体を除く。

- (1) 特定の政治、思想若しくは宗教又は営利の活動を目的としないイベント等
- (2) 乳幼児を連れた保護者等が参加できるイベント等
- (3) 法令又は公序良俗に反しないイベント等

(貸出申請)

第4条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本巢市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 1回のイベント等について、貸出しを受けることができる移動式赤ちゃんの駅は、原則として1組とする。

3 申請者は、貸出しを受けようとする日の3か月前の日から7日前の日までに申請書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出承認等)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、本巢市移動式赤ちゃんの駅貸出承認書（様式第2号）又は本巢市移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、市が主催するイベントを最も優先とし、次に市が後援等するイベントを優先とし、その他は、原則として先着順とする。

(貸出期間)

第6条 移動式赤ちゃんの駅の貸出期間は、イベント等の実施期間に前後1日を加えた期間内とし、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が

認める場合は、この限りでない。

(貸出料)

第7条 移動式赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

第8条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、原則として自ら移動式赤ちゃんの駅を直接借り受け、及び返却しなければならない。

2 使用者は、返却時に移動式赤ちゃんの駅に破損、汚損又は紛失がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載のイベント等以外には使用しないこと。
- (3) 移動式赤ちゃんの駅使用説明書に従い適正に管理し、及び使用すること。
- (4) あらかじめ定められた期限までに返却すること。
- (5) その他市長が付した条件に従って使用すること。

(移動式赤ちゃんの駅の周知)

第10条 使用者は、イベント等の開催に際し、当該イベント等の会場内に移動式赤ちゃんの駅が備えられていることを、来場者に広く周知するよう努めるものとする。

(貸出承認の取消し)

第11条 市長は、使用者が虚偽の申込みにより移動式赤ちゃんの駅を使用した場合又はこの告示の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により貸出しの承認を取り消した場合は、本巢市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。
- 3 前2項の場合において、既に貸出しを行っているときは、市長は返却を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。
- 4 貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第12条 移動式赤ちゃんの駅を破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損若しくは汚損又は紛失している場合は、市長は使用者に対し実費弁償させることができる。

(市の免責)

第13条 移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害については、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

貸出し物品一覧

授乳・おむつ替えテント	1 張り
テントマット・ブルーシート	1 組
テント固定用ウェイト	4 個
おむつ交換台	1 台
授乳用椅子	1 脚

※上記物品の単独での貸出しは原則行わない。